

旧国民宿舎串木野さのさ荘 民間譲渡等に関する募集要項

令和8年4月

いちき串木野市シティセールス課

目 次

I	事業の趣旨	P 2
II	譲渡の概要	
1	施設の概要等	P 2
2	現在の運営状況	P 5
3	譲渡の時期	P 5
4	参加資格要件	P 5
5	募集提案内容	P 6
6	財産の契約方法	P 6
7	譲渡価格等	P 6
8	譲渡の条件	P 6
9	市の支援	P 7
III	譲渡の応募・審査	
1	応募等のスケジュール	P 7
2	応募・募集手続	P 8
IV	優先交渉権者の選定	
1	選定の方法	P 9
2	契約に関する事項	P 10
3	契約等の解除等	P 10
4	問い合わせ先	P 11
	各種様式（様式 1～8）	P 12

I 事業の趣旨

旧国民宿舎串木野さのさ荘(以下「本施設」という。)は、長崎鼻公園に隣接し、東シナ海に沈む壮大な夕日を眺めることができる、風光明媚なロケーションに立地した観光宿泊施設で、地域住民の会議やイベント、宴会、結婚式場、レストランとして長年利用されてきております。

本施設は、旧串木野市が昭和47年に設置し、平成20年以降は指定管理者制度を活用し、また平成28年からは民間経営による集客力の向上を図るために施設の譲渡契約(10年間の用途指定)及び10年間の土地の無償貸付を行い、現在「ホテルアクシアくしきの」として民間事業者が運営しております。

この度、令和8年9月を持って、本施設が本市に返還されることが決定したことから、先に実施したサウンディング型市場調査の結果を踏まえ、本施設を旅館・ホテルとして民間事業者のノウハウや発想を活かした施設運営を実現していただく事業者に建物を無償譲渡(10年間の用途指定)、土地については10年間無償貸付とすることとしました。

本募集要項は、本施設を活用し、事業を実施する事業者を選定するにあたって公表するものであり、本事業への提案参加を希望する事業者において、募集要項の内容を踏まえて、公募に必要な応募書類等を提出していただくこととなります。

譲渡先の優先交渉権者の決定にあたっては、公募型プロポーザル方式により選定し、審査の結果、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者とします。

優先交渉権者は、提案内容に基づき、市と契約内容の交渉を行い、市との間で覚書及び契約の締結のほか、必要な手続きを経た後に事業に着手するものとします。

II 譲渡の概要

1 施設の概要等

施設名称	旧国民宿舎串木野さのさ荘(現在:ホテルアクシアくしきの)
位置	いちき串木野市長崎町101番地2
延床面積	6368.41㎡
開業年月日	昭和47年8月2日
施設規模	鉄筋コンクリート造・地上3階地下1階建て
主な施設	フロント、売店、ロビー、結婚式場、宴会場、多目的大ホール会議室、レストラン、宿泊施設(客室数37室、宿泊定員116名)駐車場(74台)
用途地域	都市計画区域内 第一種低層住宅専用地域

【施設内容】

階層	施設名等	施設数	収容定員等
地階 945.234㎡	機械室等	3	
	備品等収納倉庫	3	
1階 2,775.782㎡	多目的大ホール	1	(2分割) 500人
	宴会場(洋室)	1	30人
	宴会場(和室)	1	15人
	宴会場(洋室)	1	15人
	着付け室	1	10畳
	レストラン	1	80席
	ビアーガーデン(夏季のみ)	1	100席
	身障者用トイレ	2	
	フロント・売店・ロビー		
	事務室		
2階 1,496.080㎡	宴会場(和洋兼用)	1	(4分割) 180人
	会議室兼写真室	1	40人
	結婚式場	1	
	宿泊施設 洋室シングル	2	2人定員
	〃 洋室ツイン	5	10人定員
	〃 洋室ツイン	1	(バリアフリー室) 2人定員
	〃 和室トイレ付	2	20人定員
	〃 和室トイレ付	1	5人定員
	大浴場	2	
3階 1,108.564㎡	宿泊施設 洋室シングル	3	3人定員
	〃 洋室ツイン	10	20人定員
	〃 和室トイレ付	11	44人定員
	〃 和室バス・トイレ付	2	10人定員
屋外	ガーデンチャペル	1	

【増改築等の経緯】

●オープン 昭和47年8月2日

鉄筋コンクリート造3階 敷地面積7,860㎡ 延建築面積2,418㎡

工事費 1億3,653万8千円

収容人員 121人 客室 22部屋

●増改築

①昭和52年10月21日新装オープン

鉄筋コンクリート造地下1階 地上3階

工事費 3億1,607万2千円

地階 シャワー室、従業員室等

1階 広間(300人収容)、食堂、売店等

2階 結婚式場、会議室、広間(120人収容)

収容人員 220人 宴会会議収容人員 680人

②平成元年7月5日新装オープン

大ホール 900㎡ (300人収容→500人収容。ロビー開放時800人収容)

工事費 4億2,600万円

【これまでの改修工事等実施状況】

年度	工事内容	金額(千円)
平成13年度	建物改修	174,300
	電気設備改修	48,825
	空調設備改修	87,675
	給排水衛生設備改修	41,790
平成17年度	機械室アスベスト除去工事	3,413
平成20年度	ワイヤレス放送設備修繕	342
平成21年度	建築設備定期検査報告に伴う浴室換気扇修繕	34
	大広間空調設備改修工事	31,160
平成22年度	2階みさきの間照明調光装置改修	1,000
	2・3階客室系統空調機修繕	788
	昇降機定期検査指摘事項改修修繕	2209
	外壁等修繕：外壁・館内クラック等	2,900
平成23年度	地デジ化配線修繕	273
	地デジテレビ19型(41台)、32型(3台)、42型(1台)	2,031
	畳張替え	978
	厨房内昇降機修繕	148
平成24年度	便器取替修繕(3階和室13台、2階共用トイレ男女2台、さのさの間共用トイレ男女2台、フロント共用トイレ男1台、計18台)	5,250
	駐車場区画線修繕	153
	厨房ドア取替、地下入口ドア修繕	172
	高圧受電設備修繕	494
	昇降機修繕	998
	玄関前舗装改修工事	2,500
平成25年度	客室修繕(322・323・332号室)及び3階ベランダ防水	6,790
	廊下・階段床改修修繕	4,850
	客室バルコニー天井雨漏り修繕	299
	浴室漏水修繕	149
	昇降機ピット内修繕	95
平成26年度	客室等修繕	1190
	みさきの間カーペット張替等修繕	7,270
	厨房食洗機修繕	668
	空調機修繕	907

平成 28 度 ～ 平成 29 度	内装工事一式、ロビーインフォメーション、レストラン改修工事一式、大浴場内脱衣室改修一式、客室手洗い更新、換気扇取替、非常灯取替、エレベーター修繕、本館外壁雨漏り工事、玄関スロープ手摺補修、客室、テレビ、ウォシュレット、ロビーソファ一式、さのさの間内装一式、浴槽内部工事一式、トラック導入、男女脱衣所空調設備工事、温泉タンク、ボイラー更新とそれに伴う付帯設備工事	70,000
令和 2 年度	空調設備改修、電気系統異常修繕、カビ発生による衛生施工等	7,500
令和 3 年度	Wi-Fi 環境整備一式	500
令和 6 年度	雨漏り修繕、空調設備修理、冷蔵設備修理等	27,500
合 計		535,151

2 現在の運営状況

平成28年10月から土地の無償貸付及び建物の無償譲渡（10年間の用途指定）契約を行い、現在「ホテルアクシアくしきの」として民間事業者が運営しています。

3 譲渡の時期（予定）

令和 8 年 10 月 1 日（木）※ただし、市議会の議決を経て確定します。

4 参加資格要件

（1）本公募に参加する応募者は、法人格を有する事業者又は複数の事業者で構成されるグループであって、次に該当しない法人とします。なお、グループでの応募にあっては、すべての事業者が要件を満たすものとします。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている法人

イ 本件の公告日から受付期間が終了するまでの間「いちき串木野市建設工事等有資格業者の指名停止に関する要綱」及び「いちき串木野市物品調達等有資格業者の指名停止に関する要綱」による市の競争入札等に係る指名停止措置を受けている法人

ウ 国税及び地方税を滞納している法人

エ 会社更生法に定める更生手続又は民事再生法に定める再生手続を行っている法人

オ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団の構成員若しくはその構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者の統制下にある法人

カ 監督官庁から、必要な措置の命令、業務の停止命令、役員の解職勧告又は解散命令を受けている法人

（2）グループによる応募の場合には、次に掲げる事項に留意すること。

ア 代表となる事業者を定めること。

イ 単独で応募した事業者は、グループの構成員として応募することはできないこと。

ウ 複数のグループにおいて、同時に構成員となることはできないこと。

5 募集提案内容

民間事業者のノウハウや発想を活かした旅館・ホテル運営、産業の活性化や雇用の創出、地域の活性化に資する提案を期待します。

6 財産の契約方法

施設ごとの契約方法は下表のとおりです。

対象施設	契約方法	
	譲渡	貸付
土地		無償貸付契約（10年間）
建物	無償譲渡契約（用途指定）	

※ 本募集要項は、契約締結前にいちき串木野市議会で可決されることを前提とした公募となります。そのため、否決となった場合、契約を締結することはできません。

7 譲渡価格等

（1）譲渡物件

譲渡物件は、令和8年4月1日（水）現在の建物、付随設備並びに物品とし、譲渡時の現状で譲渡します。

（2）譲渡価格等

譲渡価格は次のとおりですが、市議会の議決を経て確定します。

区分	金額	備考
建物等	無償	付随設備を含む。
物品	無償	ただし、市所有物品に限る。

8 譲渡の条件

市は、譲渡後の本施設の管理運営について、次の条件を付すこととします。また、譲渡先法人はこれらの条件のほか、関係する法令及び通知について遵守しなければなりません。

（1）本施設の運営に関すること

- ア 本施設は現状有姿で引き渡すものとする。
- イ 本施設の用途は、宿泊及びこれに付随するサービスとすること。
- ウ 本施設を暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に使用することはできません。
- エ 本施設を政治的用途、宗教的用途に使用することはできません。
- オ 譲渡を受けた法人自らが、本施設を運営すること。
- カ 市の方針、施策を理解し協力すること。
※地域住民及び本市の各種観光関係機関との連携・協力も含む。
- キ 建物（付随設備を含む。）及び物品は、本施設の管理運営計画以外の目的に使用しないこと。
- ク 譲渡を受けた財産一切の維持管理及び更新に要する費用は、譲渡先法人の負担とすること。
- ケ 本施設の運営にあたっては、譲渡後の運営に支障がないよう努めること。
- コ 非常災害（火災・地震・風水害・不審者侵入等）に対する具体的計画を立て、非常災害時

の関係機関への通報及び連絡体制を整備するとともに、非常災害に備えるため、定期的に防災、避難、救出その他必要な訓練を行うこと。

サ 本施設の管理運営計画によるサービスの拡充及び施設の維持向上を図り、利用者の意向を尊重しながら、事業の継続性を保つこと。なお、計画に変更が生じる場合は、市と事前に協議を行うこと。

シ 優先交渉権者に決定した事業者は、市とともに内覧し、現況の確認を行うこと。事業者は本施設における状態等の隠れた瑕疵などについて、契約締結後に、市に対して追完請求、代金減額請求、解除、損害賠償等の契約不適合責任、その他の法的請求をしないこと。

ス 契約の履行に関し、必要があると市が認めるときは、事業者の業務又は資産の状況等に関し市は質問し、実地に調査し、又は所要の報告若しくは資料の提出を求めることができるものとし、事業者はその調査に協力すること。

セ 建物等の登記は、事業者の負担で行うこと。

ソ 譲渡施設の引渡しは、所有権移転を確認した後に行うこととする。

タ 所有権移転の登記は、市が嘱託登記を行うこととする。ただし、不動産登記に要する登録免許税等の費用は事業者の負担とする。

チ 10年以上経営する意思のある者

(2) 社員等の処遇に関すること

社員等の雇用にあたっては、できるだけ地元雇用を配慮すること。

(3) 業務の引継ぎに関すること

譲渡決定後は、速やかに本施設の運営が開始できる体制を整えること。

9 市の支援

(1) 宴会機能にかかる修繕経費に対する補助 4,000万円（上限）

(2) 譲渡後の固定資産税を5年間免除

Ⅲ 譲渡の応募・審査

1 応募等のスケジュール（予定）

募集要項等の配布	令和8年4月1日（水）～4月24日（金）
募集要項の説明及び現地説明会	募集期間内随時実施
質問書の受付	令和8年4月15日（水）まで
質問書の回答	令和8年4月22日（水）
書類の受付	令和8年4月1日（水）～4月24日（金）
審査（プレゼンテーション）	令和8年5月1日（金）
優先交渉権者の決定（審査結果の通知）	令和8年5月上旬
仮契約の締結	令和8年5月中旬
市議会の議決	令和8年6月
引渡し協議開始	令和8年6月
物件の引渡し	令和8年10月1日（木）

2 応募・募集手続

(1) 募集要項の配布

- ア 配布期間 令和8年4月1日(水)～4月24日(金)まで(土日祝日を除く開庁日
午前8時30分から午後4時30分まで)
- イ 配布場所 いちき串木野市シティセールス課(市役所串木野舎2階)及びいちき串木野市
ホームページ(<http://www.city.ichikikushikino.lg.jp/>)

(2) 現地説明会

- ア 日時 募集期間内に随時
- イ 場所 本施設(鹿児島県いちき串木野市長崎町101番地2)
- ウ 申込先 参加希望者は、様式1「現地見学会参加申込書」を持参のほか、郵便、FAX、
電子メールのいずれかにより、巻末の担当課に提出してください。

(3) 質問の受付

- ア 受付方法 令和8年4月15日(水)午後4時30分までに、様式2「質問書」を持参のほか、
郵便、FAX、電子メールのいずれかにより、巻末の担当課に提出してください。
※電話や口頭による質問は、受け付けません。
- イ 回答方法 質問に対する回答は、いちき串木野市ホームページに掲載し、原則個別には回答
しません。また、意見表明と解されるもの等には回答しないことがあります。
なお、個人情報に関するものについては回答しません。いちき串木野市ホームペ
ージへの掲載は令和8年4月22日(水)を予定しています。

(4) 応募に関する事項

ア 提出書類

- ① 旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に係る応募申込書(様式3)
- ② 事業主体の適格性チェックシート(様式4)
- ③ 施設の管理運営計画書(様式5:その1、その2)
- ④ 職員配置図(任意様式)
- ⑤ 令和8年度を初年度とする5年間の収支計画書(様式6:その1)
- ⑥ 施設整備計画書(任意様式)
- ⑦ 資金計画書(様式6:その2)
- ⑧ 誓約書(様式7)
- ⑨ 法人に関する書類
 - a 法人定款(写し)
 - b 登記事項証明書(3か月以内のもの)
 - c 法人の概要及び役員構成等(様式8)
 - d 就業規則(写し)
 - e 直近3年間の貸借対照表及び損益計算書
 - f 過去3か年の納税証明書(法人税、消費税及び地方消費税、市町村税、県税に未納が無いことの証明書)
 - g 印鑑証明書(法人)(3か月以内のもの)

- イ 提出期限 令和8年4月24日(金)午後4時30分まで(土日祝日を除く開庁日)
※提出書類の事前確認を受けて提出してください。

ウ 提出方法 持参又は郵送

提出書類の①から⑨までの書類（ページをいれたもの）を正本1部、副本13部を提出してください。（提出書類は、原則として日本工業規格A列4とし、ファイルに綴じて提出してください。）なお、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があります。

エ 提出先 巻末の担当課に同じ

オ 辞 退 応募書類を提出した後に参加を辞退する場合は、令和8年4月24日（金）までに「辞退届」を提出してください。様式は任意となりますが、応募法人の代表者氏名を併記・押印したものになります。提出場所・提出方法はウ・エと同様です。

カ 留意事項

- ① 提出された書類の内容は、変更することはできません。
- ② 次に該当する場合、応募は無効とします。
 - a 応募書類に虚偽の記載がある場合
 - b 応募書類を提出期間内に提出しなかった場合
 - c 応募書類に記名押印がない場合
 - d 審査に影響を与えるような不正行為が行われた場合
- ③ 応募書類は、次のとおり取り扱います。
 - a 応募書類は、理由を問わず返却しません。
 - b 応募書類は、選定作業に必要な範囲で複製することがあります。
 - c 応募書類の記載内容についての著作権は、応募者に帰属しますが、譲渡先の決定の公表、その他市が必要と認めるときは、市は応募書類の記載内容を無償で使用できるものとします。
 - d 応募書類については、いちき串木野市情報公開条例の定めるところにより公開される場合があります。
- ④ 応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

キ 個人情報の取扱い 応募書類等に記載されている個人情報については、優先交渉権者選定作業以外には使用しません。

IV 優先交渉権者の選定

1 選定の方法

(1) 選定委員会

優先交渉権者及び次点交渉権者（以下「優先交渉権者等」という。）の選定にあたっては、いちき串木野市旧国民宿舎さのさ荘譲渡選定委員会（以下「選定委員会」という。）が応募書類を審査します。

(2) プレゼンテーションの実施

ア 日 程 令和8年5月1日（金）を予定していますが、詳細な時間等については、別途連絡します。

イ 時 間（予定） 応募者によるプレゼンテーション 20分以内
質疑応答 20分程度

- ウ 参加者 応募者1者につき5名以内とし、提案内容に直接携わる者がプレゼンテーションを行うこととします。応募者以外の参加は不可とします。
- エ その他 市において、スクリーン及びプロジェクター（HDMI接続）を準備します。これ以外に必要な機器、道具など（PC等を含む）は、応募者において準備することとします。

（3）選定方法

- ア 別紙「審査基準」に基づく評価点（各委員の評価の平均点）が60点以上の者のうち、最も高い者を優先交渉権者とし、次に評価点が高い者を次点交渉権者として選定します。なお、審査の結果、優先交渉権者を選定しない場合があります。
- イ 応募者が1者の場合も審査を行います。
- ウ 選定委員会は非公開とし、審査内容に係る質問や意見、異議申し立ては一切受け付けません。

（4）選定結果の通知・公表

選定の結果については、令和8年5月上旬に全ての応募者に書面により通知し、いちき串木野市ホームページに選定結果を公表します。

2 契約に関する事項

（1）契約締結に向けた流れ

選定された優先交渉権者と協議を行い、「譲渡に関する覚書」を締結し、その後、建物に関する無償譲渡仮契約書及び土地使用無償貸借仮契約、動産等に関する覚書の締結を行います。その後、いちき串木野市議会の財産処分等議案議決を得たうえで本契約となります。

（2）譲渡に関する覚書

- ア 優先交渉権者を契約当事者とします。
- イ 優先交渉権者と覚書を締結できない場合は、次点交渉権者と覚書締結交渉を行います。
- ウ 覚書上の地位を第三者に譲渡することはできません。
- エ 覚書により、市及び優先交渉権者は、協議を行い、募集要項等及び提案事業の趣旨に反しない限りにおいて合意により本事業の実施に関し、必要な事項（以下「追加合意事項」という。）を定めることができます。なお、追加合意事項は、市及び優先交渉権者が作成する文書によらなければ効力が発生しないものとします。

（3）契約

- ア 市は覚書に基づく手続き等の完了後、優先交渉権者と契約を締結するものとします。
- イ 契約の締結、登録免許税等所有権移転登記に必要な費用は、優先交渉権者の負担とします。

3 契約等の解除等

（1）事業者の債務不履行等による場合

- 次のア～ウの事由に該当すると認められるときは、市は覚書を解除し契約を締結しません。又は、既に締結した契約を解除します。なお、ア～ウにより市が契約を解除し、市に損害が発生したときは、事業者がその損害を賠償するものとします。
- ア 資格を偽るなど不正な行為により譲り受け、又は借り受けたとき。
 - イ 事業者が契約に定める義務を履行しないとき。

ウ 事業者が破産手続き開始、民事再生手続き開始、特別清算開始、会社更生手続き開始若しくはこれに類する法的倒産処理の手続きの申立てを受け、又はこれを自ら申し立てたとき。

(2) 不可抗力又は法令変更による場合

不可抗力又は法令変更により、長期に渡る事業停止等が生じ又は事業実施に過大な追加費用が発生する等事業の継続が困難であると認められる場合に、事業者は市と協議のうえ、事業を終了又は解除することができます。この場合、当該事態の発生時点における事業実施状況等に鑑み、市と事業者の協議により施設の取扱いを決定します。

4 問い合わせ先

〒896-8601

鹿児島県いちき串木野市昭和通133番地1

いちき串木野市シティセールス課（市役所串木野庁舎2階）

電話 0996-33-5640、FAX 0996-32-3124

メール c-sales1@city.ichikikushikino.lg.jp

○審査基準

審査項目	配点
1【様式4】本施設を本市の観光振興や地域活性化にどのように役立て、効果的に達成できる方針となっているか。	10
2【様式5（その1）】運営方針・運営計画（施設整備計画書含）	35
① 運営理念・方針は市の方向性と合っているか。	5
② 運営内容について、具体的かつ実現可能な計画か。	10
③ 運営を継続させるための経営上の工夫はなされているか。	10
④ 施設整備計画は、実現性があるか。また、市の譲渡方針に沿ったものか。	10
3【様式5（その2）】職員組織体制及び経営状況	25
① 安定した運営を行うため、職員の採用、確保、管理運営体制は十分確保されているか。	5
② 職員等の雇用人数は適正か。また、指導育成・研修方針は有効的か。	5
③ 地元雇用について配慮されているか。	5
④ 引き継ぎ体制及びスケジュールについて配慮されているか。（営業許可申請等を含む）	10
4 申請者の財務状況は健全な状態にあるか。	10
5 収支計画及び資金計画書（様式6）は、現実的かつ経営継続可能なものか。	10
6 施設の維持管理に対する方策は適切か。また、施設の現状を認識し、今後の在り方について適切な提案があるか。	10
合計	100

様式 1

令和 年 月 日

現地見学会参加申込書

「旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に関する現地見学会」について、次のとおり参加します。

見学希望日	令和 年 月 日	
所在地	(〒 -)	
(ふりがな) 事業者名		
(ふりがな) 代表者職・氏名		
ホームページURL		
連絡担当者	部署名 役職名	
	(ふりがな) 担当者氏名	
	電話番号	
	メールアドレス	
想定する利活用方法		
【質問欄】 ※事前に質問がありましたらご記入ください。 ※ 枠内に書けない場合は、別紙に記載してください。		

※ 1 見学日は、参加希望する事業者との重複により調整する場合があります。

質 問 書

いちき串木野市長 中屋 謙治 様

所在地 _____

事業者名 _____

旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に関する募集について、次のとおり質問します。

No.	書類名	頁	項目名	質問の内容

- ※1 欄が不足する場合は、適宜追加してください。
- ※2 質問書は持参、郵便、FAX 又は電子メールのいずれかにより提出してください。
- ※3 質問の回答は、質問受付終了後に市ホームページに掲載します。

様式 3

いちき串木野市長 中屋 謙治 様

法人等の住所 _____
法人等の名称 _____
代表者名 _____ 印

旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に係る応募申込書

上記のことにつきまして、次のとおり関係資料を添えて申込みます。

記

1. 提出書類

- (1) 事業主体の適格性チェックシート（様式 4）
- (2) 施設の管理運営計画書（様式 5：その 1、その 2）
- (3) 職員配置図（任意様式）
- (4) 令和 8 年度を初年度とする 5 年間の収支計画書（様式 6：その 1）
- (5) 施設整備計画書（任意様式）
- (6) 資金計画書（様式 6：その 2）
- (7) 誓約書（様式 7）
- (8) 法人に関する書類
 - ① 法人定款（写し）
 - ② 登記事項証明書（3 か月以内のもの）
 - ③ 法人の概要及び役員構成等（様式 8）
 - ④ 就業規則（写し）
 - ⑤ 直近 3 年間の貸借対照表及び損益計算書
 - ⑥ 過去 3 か年の納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税、市町村税、県税に未納がないことの証明書）
 - ⑦ 印鑑証明書（法人）（3 か月以内のもの）

2. 担当者連絡先

所属職・氏名 _____
電話番号 _____
FAX 番号 _____

様式5（その1）

施設の管理運営計画書

1 譲渡を希望する理由
2 運営方針・運営計画
2-1 運営理念・方針
2-2 現状機能に対する観点及び将来展望（具体的な運営内容を記入）
2-3 運営を継続させるための経営上の工夫
3 施設利用計画
3-1 施設利用計画について（具体的内容を記入）
3-2 施設改修計画について（具体的な内容を記入）

施設の管理運営計画書

4 職員・組織体制
4-1 職員採用、管理方針
4-2 職員等の雇用者人数(内、地元雇用人数)及び指導育成・研修方針
5 引き継ぎ体制
5-1 業務・事務の円滑な引き継ぎについての方針・スケジュール(営業許可申請等を含む)

様式6（その1）

令和8年度を初年度とする5年間の収支計画書※A3横版に2枚以内で作成してください。

【収入】

項目	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等
(1)										
(2)										
(3)										
(4)										
合計										

※ 運営資金を借り入れる場合は、収入に明記してください。必要に応じて項目追加等を行ってください。

【支出】

項目	1年目		2年目		3年目		4年目		5年目	
	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等	金額 (千円)	積算等
(1) 建物維持管理費										
(2) 修繕費										
(3) 人件費										
(4) 公租公課										
(5) 支払利息										
(6) 損害保険料										
(7) 売上原価										
(8) 借入金返済額										
合計										

※ 必要に応じて項目追加等を行ってください。

【差引】

収入－支出 (千円)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目

資金計画書

1 資金計画（初期費用）

譲渡にあたって、いちき串木野市の修繕補助を受けて実施する事業を含む、初期投資の資金計画を記入してください。

資金計画（当初事業費概算内訳）		資金調達計画		
項目	金額 (千円)	項目	調達先	金額 (千円)
設計・監理費		市補助金		
内装工事費		出資金		
設備工事費		借入金		
その他関連工事費		自己資金		
什器・備品購入費		保証金		
公租公課		その他		
人件費				
〇〇費				
合 計		合 計		

（添付書類）

- ・自己資金等の調達が可能であることを証する書類（必要に応じて残高証明等）。なお、資金の借入れを予定している場合は、融資予定証明書の提出を求める場合があります。

※ 当初事業費概算額に関して、出資金、借入金等の調達方法を記載してください。必要に応じて行や項目の追加等を行ってください。

誓 約 書

いちき串木野市長 中屋 謙治 様

所 在 地
事 業 者 名
代表者職・氏名

印

旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に関する募集に係る公募型プロポーザルへの申込にあたり、次の事項を誓約します。

- 1 「旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に関する募集要項」に定める応募事業者の資格を満たしています。
- 2 「旧国民宿舎串木野さのさ荘民間譲渡に関する募集要項」に定める事項、物件の状況等すべて承知のうえで申し込み、後日これらの事項についていちき串木野市に対し一切の異議及び苦情を申し立てません。
- 3 提出する書類に虚偽の記載はありません。
- 4 物件の活用にあたっては、法令上の規制を遵守します。
- 5 申込資格の確認のため、いちき串木野市が警察当局へ照会することに同意します。

※1 代表者印は、印鑑証明書の印と同一の印を捺印してください。

※2 グループでの応募の場合は、全ての構成員ごとに作成してください。

様式 8

法人の概要及び役員構成等

法人名						
主たる事務所の所在地						
法人認可状況						
類似 施設 の 経 営 の 状 況	類似施設名	所在地	施設種別	開設年度		
役員の状態						
役職	氏名	年齢	住所	職業		
資 産 区 分	基本資産			運用資産		
	土地		千円	現金	千円	
	建物		千円	普通預金	千円	
	現金		千円	当座預金	千円	
	預金		千円	その他	千円	
直近決算3期の財務状況						
期	令和	年期	令和	年期	令和	年期
総売上		千円		千円		千円
総支出		千円		千円		千円
当期損益		千円		千円		千円
累積損益		千円		千円		千円